

総務委員会資料

議案第 176 号関係

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

平成 24 年 11 月 21 日

財 政 局

1 地方税法の改正趣旨

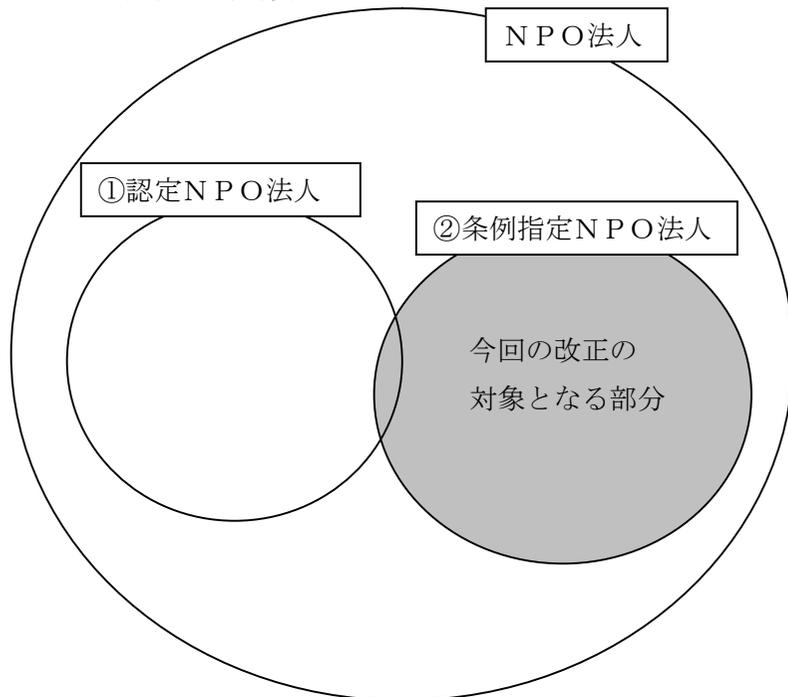
特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）をはじめとする市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を、税制面から支援するため、NPO法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、地方団体の条例で定める寄附金について、新たに個人住民税の寄附金税額控除の対象とされた。

【参考】

(1) 個人住民税の控除対象となるNPO法人への寄附金

- ① 認定NPO法人への寄附金のうち、条例で指定した寄附金 ←既に控除対象としている。
- ② ①以外のNPO法人への寄附金のうち、条例で指定した寄附金 ←今回の改正点

(2) NPO法人の種類



① 認定NPO法人

法で定める一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人。所得税など国税の優遇措置の対象となる。また、地方団体の条例の定めにより、個人住民税の寄附金税額控除対象となる。

② 条例指定NPO法人

①以外のNPO法人について、地方団体が個別に条例で名称及び主たる所在地を明記し、指定するNPO法人。個人住民税の寄附金税額控除対象となる。

2 市税条例の主な改正内容

(1) NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、別に定める条例…①において規定するNPO法人に対する寄附金について、個人の市民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出したものを寄附金税額控除の対象とするもの

①…指定条例：川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例

⇒控除対象となるNPO法人の名称及び所在地を明記する。

〔市民・こども局所管：今議会に議案第181号で上程〕

(2) (1)のNPO法人の基準、手続等について、別に定める条例…②で定めるもの

②…基準条例：川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例

⇒控除対象となるNPO法人の基準、手続等を定める。

〔市民・こども局所管：平成24年6月の第2回定例会で可決、施行済み（条例第29号）〕

(3) (1)の対象となる寄附金について、申告書の提出を義務付けるもの

3 各条例の関係性

川崎市市税条例

第23条の5（寄附金税額控除の対象とする寄附金）

第2項に「別に定める条例において規定するNPO法人に対する寄附金」を追加 …①

第23条の6（寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定手続等）

第5項に「NPO法人に関する基準等については別に条例で定めるところによる」を追加 …②

①指定条例【対象となるNPO法人の名称・所在地を明記】

（川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例）

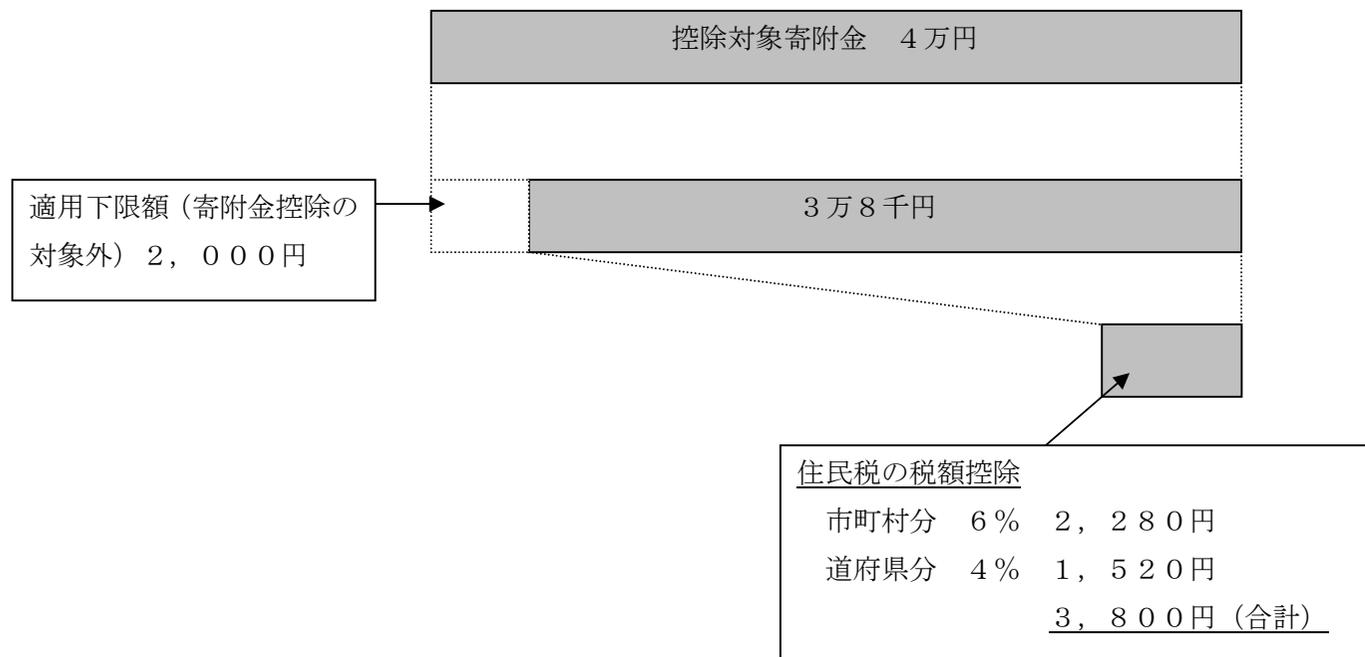
②基準条例【対象となるNPO法人の基準等を定める】

（川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例）

4 寄附金税額控除の具体例

[給与収入700万円（夫婦+子ども2人）で4万円寄附する場合]

- ※ 控除対象寄附金が2千円を超える場合に、市町村においては、その超える金額の100分の6（道府県においては100分の4）に相当する額が控除される。
- ※ 控除対象寄附金が、道府県及び市町村双方の条例による指定を受けているものとする。



川崎市市税条例新旧対照表

改正案	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (寄附金税額控除の対象とする寄附金)</p> <p>第23条の5 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人(設立前のものを含む。)又は団体(次条において「法人等」という。)に対する次に掲げる寄附金であって、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定するものとする。</p> <p>(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次項に規定する寄附金を除く。)</p> <p>(2) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金</p> <p>2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、別に定める条例において規定する特定非営利活動法人に対するもの(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)とする。</p> <p>(寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定手続等)</p> <p>第23条の6 前条第1項の規定による寄附金の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による寄附金の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>3 前条第1項の規定による寄附金の指定を受けた法人等は、第1項の規定により申し出た事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (寄附金税額控除の対象とする寄附金)</p> <p>第23条の5 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人(設立前のものを含む。)又は団体(次条において「法人等」という。)に対する次に掲げる寄附金であって、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもののうち、市長が指定するものとする。</p> <p>(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金</p> <p>(2) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定手続__)</p> <p>第23条の6 前条_____の規定による寄附金の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。</p> <p>2 市長は、前条_____の規定による寄附金の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>3 前条_____の規定による寄附金の指定を受けた法人等は、第1項の規定により申し出た事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。</p>

改正案	改正前
4 市長は、前項の規定による申出があった場合は、その旨を告示するものとする。	4 市長は、前項の規定による申出があった場合は、その旨を告示するものとする。
5 前条第2項の規定による寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に係る基準、手続等については、別に条例で定めるところによる。	5
<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第18条第1号の者は、法第317条の2第1項から第5項までの規定によって、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>以下略</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第18条第1号の者は、法第317条の2第1項から第4項までの規定によって、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>以下略</p>